

人権教育の視点からキャリア教育の構築を

桂 正孝

要約

社会問題になったフリーターやニートの問題の核心は、子ども・若者の社会的自立支援にあり、職業の自由を希求する生存権・学習権保障の課題でもある。キャリア教育の推進は、同和教育の経験と成果に学び、男女平等教育、多文化共生教育、障害児教育など人権教育の実践と結合して展開しなければ、対症療法の域を出ることはできない。キャリア教育と人権教育の統合の接点を考察した。

一 今、なぜ、キャリア教育なのか

一九九〇年代に入って東西冷戦構造が崩壊し、経済のグローバル化が急速にすすみ、世界は市場経済重視の「大競争時代」に突入した。日本の政治はグローバル戦略を欠き、少子高齢化社会への対応を怠り、経済のバブル化とその崩壊をまねいて今なお財政赤字は拡大し、未曾有の経済的破局の淵に立っている。完全失業率も四・五%（三二・三万人、ただし近畿は五・九%、二〇〇五年三月）前

後の横ばい状態にあり、雇用不安は深刻なままである。階層格差は増大し、セイフティ・ネット未形成のなかでリストラや倒産など経済・生活問題に起因する中高年層の自殺が激増し、総数では六年連続三万人を超え、二〇〇三年は三万四四二七人に達している。

日本の労働市場の特徴といわれた終身雇用・年功序列、企業内組合、企業内教育訓練などの社会経済制度が、この激変転換のなかで根底から揺さぶられ、解体しつつある。四月一括採用という新規学卒優遇制度の形骸化も著しい。わけても、新規高卒予定者に対する職安・学校・

企業の連携による一人一社制・学業成績重視・実績主義といった学校から職業への日本型移行システムの形骸化は、従来の直接職業に関連したスキルや資格を重視しない採用慣行の結果、「就社意識」はあつても職業観の育成や職業準備教育が不十分な、変化に対応できない若者を大量に生み出している。

内閣府によると、フリーター（二五～三四歳、パートやアルバイト、契約社員でない層）人口が二〇〇一年に四一七万人に達し、一〇年間で二倍強に増え、通学や職探し・職業訓練をしていないニートが、二〇〇二年推計で約八五万人に上ると発表された。近年、新規高卒、大卒の無業率が、それぞれ一〇%、二〇%を超え、毎年三〇万人近い若者が正規の就職をしない・できない状況に陥り、失業率一〇%を超える高失業時代を迎えている。いずれにしても、日本の将来を担う若者たちが、人生の門出において仕事に誇りと将来に希望を持たず、社会的自立をはばまれている事態は重大である。

こうした背景には、若者の自立支援に対応した公的で包括的な社会・経済システムがないのと同時に、確かな職業観や労働観の確立が欠けており、それを育成するキャリア教育の不足があることも認めねばなるまい。

産業構造の激変による労働内容の高度化・専門化・流

動化につれ、専門職の需要が増大するとともに高等教育への需要が高まり、新規採用を大学卒に限定する企業・地方自治体も珍しくない。さらに、中小企業の海外移転や外国人労働者との競合もあり、新規高卒の求人が激減し、結果として、より低学歴の者には、世間的に忌避される3K労働や特定の職種にしか門戸が開かれなくなっている。『排除される若者たち フリーターと不平等の再生産』（部落解放・人権研究所、二〇〇五年四月）によれば、大阪のフリーターや若年失業者が、被差別部落出身者などマイノリティの学歴・文化面で低い階層からより多く出現していることが明らかにされている。

二 職業選択の自由を求めて

戦後、部落解放同盟主導の部落解放国策樹立請願運動によって引き出された同和对策審議会答申（一九六五年、以下、同対審答申）の「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である」との画期的な認識に基づき、その後三三年にわたり、「同和对策特別措置法」（一九六九年、以下、特措法）等による同和对策事業が実施された。この間、環境改善だけでなく同和教育の取り組みも大きく進展した。日本国憲法の立憲主義に基づいて

部落問題の解決に国が行政的責任を認め、取り組み始めるのに、約二〇年の歳月を要したことになる。

同対審答申は、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害」であり、「市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり」、なかでも「職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことがとくに重大である」との認識を示し、「近代産業から締出され、いわゆる停滞的過剰人口が同和地区に数多く滞留している」と分析した。その社会認識の枠組みは、産業構造の近代化を課題とする、いわゆる「二重構造」論によっていた。部落差別を「半封建的な身分差別」と規定し、「前近代的な身分社会の性格を持っている」と捉え、「二重構造を解消する政策の一環として」同和対策を位置づけたのである。こうした観点から、具体的方策として「学力の向上措置」「進路指導に関する措置」や「就学、進学援助措置」などが打ち出された。同答申は、憲法の基本的人権の条項、とりわけ第一四条（法の下での平等）、第二二条（職業選択の自由）、第二五条（生存権）、第二七条（勤労の権利）等に立脚し、「職業選択の自由」の保障には「就職の機会均等」の保障が不可欠であるとの認識に立っていたのである。

この「就職の機会均等」の旗印のもとに一九六〇年代の前半、中・高の現場教師を中心に就職差別反対闘争が闘われ、「就職指導」「進路指導」という既成の用語に対し、「就職保障」「進路保障」という新しい用語が全国同和教育研究協議会の研究活動の深まりのなかで創出された。さらに一九六〇年代後半から七〇年代にかけて、特措法下で部落解放奨学金制度が確立され、就職差別撤廃闘争を通して各地で進路保障協議会が結成され、新規高卒者用の全国统一応募書類を策定するに至った。

こうして、被差別部落（以下、部落）の子どもたちの高校進学率も一九七五年にかけて急上昇し、全国平均で部落外との格差が五%まで縮小したが、それ以上の縮小は見られず、高度成長時代にも定時制・通信制高校進学者が多く、就職時に「金の卵」扱いはなかつた。高校中退率は部落外の二〜三倍に達し、その傾向は今日も続いている。大学進学率も全国平均の半分から三分の二程度で低迷しており、高等教育への教育機会における差別的格差構造は、ほとんど解消されていない。

三 就職差別撤廃運動の新たな地平

同対審答申の「職業選択の自由と就職の機会均等の保

「障」という視座は、職業安定法第二条において「何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導について、差別的取扱を受けることがない」と明記されている。だが、統一応募書類が使用される以前の採用選考においては、戸籍謄(抄)本と社用紙の提出が応募者に課せられていた。その社用紙には本籍地、家族の職業・役職や学歴、収入、資産、住居の種類や畳数、宗教、尊敬する人物などを記入させ、部落をはじめ社会的底辺の人びとを排除する、いわゆる「人別帳」の資料として悪用されていた。さらに、これに基づいて差別的な身元調べや面接が行われていた。このように、部落出身生徒や社会的底辺階層の生徒たちは、業務の遂行にかかわる個人の能力や適性とは無関係の事由によって、就職の機会均等から排除されてきた。

差別的な求人要項や社用紙に苦しみ耐えて記入し、差別選考の結果、不合格になっても、抗議すらできない生徒を前にして事態を黙視できなかつた教師たちが、部落解放運動に励まされながら、労働行政の下請けの就職斡旋の業務から、部落差別を軸にして生徒の側に立った就職指導の取り組みに方向転換していった。本籍欄や家族欄等を削除した現行の全国統一応募書類は、そうした努

力の成果である。

同時に、差別選考を撤廃させる仕組みづくりの過程で、生徒の学力や労働能力の質が問われることになった。当時、高校教師として進路保障に取り組んだ中川福督氏が就職指導について、「単に生徒の就職先をあっせんすることではなく、生徒にどのような生き方を選ぶのかを考えさせ、働き抜くための課題を明確にさせ、その課題に向かつて取り組ませていく」営為とした観点は、現在直面しているキャリア教育の課題と重なる。一九六〇年代半ば以降、同和教育にかえて「解放教育」という用語が使われるようになった背景には、差別や抑圧に立ち向かう子どもたちが、部落の生徒だけでなく、在日韓国・朝鮮人や身体障害者、その他のマイノリティの貧困家庭の生徒などにまで広がり、就職保障の多様な取り組みを広げていった経緯があった。要するに、就職保障・進路保障の取り組みは、求人者・企業側と教師の側との部落問題を軸とした人間観・学力観の理非をあらそう価値争奪の闘いでもあったといえよう。

四 キャリア教育のめざすもの

若者の就職難という雇用問題は、経済のグローバル化

や情報化にともなう企業の雇用戦略の変更によってもたらされたが、若者と学校教育の側が対応すべき課題や、学校教育から仕事への接続のミスマッチの問題もある。いわゆる学歴社会の序列を競う受験競争偏重の学校教育によって、キャリア教育や職業教育が軽視されてきたのである。中・高・大学の新規学卒者の就職後の離職率が「七・五・三離職」と呼ばれ、失業も「自発的離職」という傾向が強くなっている。

こうした事態の深刻化に対応して、一九九九年一二月に提出された中教審答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」は、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育」（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達課題に応じて実施する必要がある、と提言した。この提言は、二〇〇二年一月に設置された「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」の報告書「児童生徒の一人一人の勤労観、職業観を育てるために」（二〇〇四年一月二八日）に具体化されている。本「報告書」は、「キャリア」概念を「個々人が生涯にわたって推進する様々な立場や役割の連鎖及びその過程における自己と働くこととの関係

付けや価値付けの累積」と捉えている。この概念規定のうえに、「キャリア教育」とは「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」であり、端的には「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」であると定義している。

この定義からも、キャリア教育は、特定の職業・職能に対応した能力や資格を習得させる準備教育ではなく、学校のすべての教育活動を通して推進しなければならぬものであり、進路指導の取り組みは「キャリア教育の中核をなすもの」と位置づけられている。

キャリア教育のねらいは、高等教育進学率の上昇にともない強まってきたモラトリアム傾向の強い若者に対する社会的・精神的自立力の育成にある。豊かな人間関係を築き、有意義で充実した人生設計を立て、職業や仕事への夢や希望を育み、個性の開花とシテイズンシップの形成をめざす自己教育力と共生力、すなわち「生きる力」を育成することにある。

五 キャリア教育推進の条件

さきに紹介した「報告書」の提言を時宜にかなったも

のと評価するにやぶさかではないが、子どもの進路選択過程の現状認識がきわめて抽象的・心理的レベルにとどまり、その生活現実への切り込みがなされていない点も指摘しておかなければならない。

個人の尊厳と基本的人権に基づく立憲主義の日本国憲法のもとでも、結婚・就職差別のように、「世間」型差別文化は根強く生き続けている。日本社会には、法の支配の及ばない閉鎖的な生活世界が潜在し、排他的な人間関係の掟が暗黙裏に支配している。のみならず、日本の近代化の「負の遺産」である学歴差別と職業差別が連動し、新自由主義政策のもとで階層格差と地域格差は拡大し、「勝ち組」「負け組」の二極分解が野放しにされている。現在、教育現場や家庭・地域が直面しているいじめ・暴力・非行・虐待などの反社会的な問題行動や脱社会的な不登校・ひきこもり・人格障害の問題状況も、差別の重層構造のなかで生起していることは否めない。

それゆえ、「子どもの権利条約」の精神から、キャリア教育も位置づけられなければならない。小学校段階からキャリア教育を推進するには、人権・同和教育と結合した実践的取り組みが不可欠である。子ども一般という抽象的存在ではなく、一人の生活者として同時代人として生きる社会的存在として子どもを具体的に捉え、人権

と学習権を保障する観点からキャリア教育は構築されなければならない。

したがって、キャリア教育の取り組みは、子ども一人ひとりの生活現実や生育史をふまえ、親・家族、地域の生活課題を教育課題として捉え直すことから始められる。学校が、子どもの生きていく上で不可欠な自己実現の場になっているかどうか、という教育的な居場所を問い直すことから自立支援が始まるのである。すでに人権総合学習は、この観点から取り組まれている。

学業不振に陥った子どもの学習意欲を高めるには、とりわけ授業のなかに知的好奇心をよびおこす学びの場があるのか、友達や教職員と共に楽しい学校生活を送っているのか、が問い直されなければならない。

さらには、現代社会に潜在する差別支配と対峙しサバイバーとして逆境をもバネにして生きる人々の、その生き方に学ぶことが、求められている。学校を地域に開く取り組みも、地域社会で暮らしを見つめ、歴史を掘り起こし、自助・共助・公助の仕組みをつくった先人の足跡に学び、子ども自身が大人とともにまちづくりに参加する、すなわち市民的リテラシーを学ぶためである。そのためにも、学力保障とキャリア教育の結合による進路保障の取り組みが、教育改革の重要課題といえよう。